

津山中学校・高等学校における校内ルール

平成 30 年 4 月 1 日

1 生徒の電話番号やメールアドレス等の取扱や、担任・部活動顧問からの生徒への連絡方法について

教員と生徒間で携帯電話等の番号、メールアドレス（PCを含む）を相互に教えることはしてはならない。SNSを介してのコンタクトも行なってはならない。生徒への緊急連絡等については、「携帯電話等利用校内ルール（改訂版）：平成27年9月24日」に従う。

2 生徒との個別面談や個別の学習指導の際の対応の在り方や、生徒をやむを得ず自家用車で送っていかなくてはならない場合について

- (1) 個別面談等は、ドアを開けておく、他の職員にその旨を伝えておくなどして、密室状態での二人きりの指導は避けること。
- (2) やむを得ず、生徒を自家用車で自宅等に送り届ける場合、事前に保護者に連絡し、了解を得ること。

3 生徒の個人情報に係る書類や電子データの入った USB 等をやむを得ず校外に持ち出す場合について

管理職に連絡し許可を受ける。
USB 等については、「情報関連機器 持出記録簿」（高校教頭席・中学副校長席）に必要事項を記入すること。

4 生徒からの集金などの現金の取扱や、その管理の方法について

通帳管理を原則とする。やむを得ず現金を一時保管する場合は、管理職に相談し、許可を得た後、中学・高校各職員室の耐火金庫で管理する。

5 部活動休養日について

- ・ 中学校
週当たり 2 日（平日 1 日原則木曜日、土日原則 1 日）以上の休養日を設ける。
- ・ 高校
原則として土曜日か日曜日のいずれかは休養日に当てる。土日とも活動した場合、平日に休養日を設ける。休養日には自主的練習やミーティング等も行わない。